四、高橋絹織株式会社及び西日本繊維株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第九号

排除命令

福岡県久留米市諏訪野町二、三七八番地
高橋絹織株式会社
右代表者　代表取締役　高　橋　川　彦

福岡市中央区長浜三丁目一九番地
西日本繊維株式会社
右代表者　代表取締役　高　橋　川　彦

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一(一)　高橋絹織株式会社及び西日本繊維株式会社は、昭和四九年九月二〇日から同月二三日まで及び同五〇年一月一二日から同月一四日までの間に行つたつむぎ等の展示即売会に際して、高橋絹織株式会社名の案内状の配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、右展示即売会において展示、販売されたつむぎの大部分及び特別奉仕品六万八、〇〇〇円のものすべては、大韓民国において製織されたつむぎ（以下「韓国製つむぎ」という。）であつて、「本場大島紬」ではない旨を公示しなければならない。

(二) 高橋絹織株式会社及び西日本繊維株式会社は、昭和五〇年二月下旬以降に販売した「特選大島紬」とのみ表示された韓国製つむぎの購入者に対し、当該商品が韓国製つむぎである旨を通知しなければならない。

右公示及び通知の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二 高橋絹織株式会社及び西日本繊維株式会社は、今後、その供給する韓国製つむぎについて、本件事実と同様の記載をすることにより、わが国において製織されたつむぎであると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

三 高橋絹織株式会社及び西日本繊維株式会社は、第一項に基づいてとつた措置について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事 実

一(一) 高橋絹織株式会社(以下「高橋絹織」という。)は、肩書地に本店を置き、繊維製品の製造、加工及び販売業等を営む事業者であり、西日本繊維株式会社(以下「西日本繊維」という。)は、肩書地に本店を置き、繊維製品の卸、小売業を営む事業者である。

(二) 高橋絹織及び西日本繊維は、人的、資本的に密接な関係を有しており、また、つむぎの取引についてみても、高橋絹織は、もつぱら韓国製つむぎを輸入して、そのほとんどを西日本繊維に販売し、西日本繊維は、もつぱら高橋絹織から仕入れた韓国製つむぎを販売するなど、密接な関係を有しているものである。

二 高橋絹織及び西日本繊維は、共同して、昭和四九年九月二〇日から同月二二日まで及び同五〇年一月一二日から同月一四日までの間に久留米市諏訪野町所在の高橋絹織講堂において開催したつむぎ等の展示即売会に際して、それぞれ、「本場大島紬織元高橋絹織株式会社」、「特別奉仕品の一例……本場大島紬経絣六八、〇〇〇円」等と記載した高橋絹織名

の案内状約一、六四〇通及び約一、五九〇通を福岡県、佐賀県、長崎県、大分県等所在の一般消費者に配布し、右展示即売会では、つむぎについては、あたかも「本場大島紬」の織元である高橋絹織がもつぱら「本場大島紬」を展示、販売し、その中に特別奉仕品として六万八、〇〇〇円の「本場大島紬」が含まれているかのように表示している。

しかるに、高橋絹織は、「本場大島紬」を製織しておらず、右展示即売会において実際に展示、販売されたつむぎの大部分及び特別奉仕品六万八、〇〇〇円のものすべては、高橋絹織が輸入した無表示の韓国製つむぎであつて、「本場大島紬」ではなかつた。

三　高橋絹織は、昭和五〇年二月下旬、口織部分に「特選大島紬」とのみ表示された韓国製つむぎを、無表示の韓国製つむぎよりも卸値を一万円高くして、西日本繊維に販売した。

しかして、西日本繊維は、同年二月下旬以降、右商品が韓国製つむぎであることを知りながら販売した。

法令の適用

前記事実によれば、高橋絹織及び西日本繊維は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四八年公正取引委員会告示第三四号)第二項第一号ないし第三号に該当する表示をしているものであつて、かかる行為は、同法第四条第三号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉　文二

委員　瀧　正春

委員　青山　樹